

2 受給者1人当たり費用額

(1) サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額

令和5年4月審査分の受給者1人当たり費用額は175.5千円となっており、令和4年4月審査分と比較すると2.7千円増加している。また、令和4年度の費用額累計は11,191,213百万円となっており、令和3年度と比較すると162,082百万円増加している。(表5)

サービス種類別に受給者1人当たり費用額をみると、介護予防サービスでは27.9千円、介護サービスでは203.1千円となっている(表6-1、表6-2)。

表5 受給者1人当たり費用額及び費用額累計の年次推移

	平成31年 4月審査分	令和2年 4月審査分	令和3年 4月審査分	令和4年 4月審査分	令和5年 4月審査分	対前年同月 増減額	対前年同月 増減率
受給者1人当たり費用額 (単位:千円)	170.0	172.6	174.9	172.8	175.5	2.7	1.5%
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率
費用額累計 5月審査分～翌年4月審査分 (単位:百万円)	10 153 649	10 509 517	10 778 334	11 029 131	11 191 213	162 082	1.5%

注:受給者1人当たり費用額=費用額/受給者数

費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

表6-1 サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額及び費用額累計(介護予防サービス)

	受給者1人当たり費用額 (単位:千円)				令和4年度 費用額累計 (単位:百万円)
	令和5年 4月審査分	令和4年 4月審査分	対前年同月		
			増減額	増減率	
総数	27.9	27.8	0.1	0.4%	283 182
介護予防居宅サービス	22.6	22.5	0.1	0.5%	224 765
訪問通所	19.4	19.1	0.3	1.4%	178 316
介護予防訪問入浴介護	40.0	38.0	2.1	5.5%	194
介護予防訪問看護	32.4	32.6	△ 0.2	△ 0.6%	38 004
介護予防訪問リハビリテーション	33.8	33.7	0.0	0.1%	9 701
介護予防通所リハビリテーション	37.9	37.7	0.2	0.6%	78 929
介護予防福祉用具貸与	6.9	6.8	0.1	2.2%	51 485
短期入所	41.6	43.4	△ 1.8	△ 4.2%	4 169
介護予防短期入所生活介護	41.0	42.7	△ 1.7	△ 4.1%	3 756
介護予防短期入所療養介護(老健)	47.3	50.8	△ 3.5	△ 6.8%	401
介護予防短期入所療養介護(病院等)	76.2	49.0	27.2	55.4%	7
介護予防短期入所療養介護(医療院)	67.1	57.7	9.4	16.3%	5
介護予防居宅療養管理指導	11.7	11.7	0.1	0.4%	9 539
介護予防特定施設入居者生活介護	87.1	86.5	0.7	0.8%	32 740
介護予防支援	4.7	4.7	0.0	0.1%	44 225
地域密着型介護予防サービス	90.4	89.7	0.7	0.8%	14 192
介護予防認知症対応型通所介護	55.4	53.9	1.5	2.8%	468
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	76.2	74.9	1.4	1.9%	10 342
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	31.0	28.4	2.7	9.4%	9
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	257.7	256.3	1.3	0.5%	3 371
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	46.5	48.9	△ 2.4	△ 4.9%	2

注:受給者1人当たり費用額 = 費用額/受給者数

- 1)費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。
- 2)算出に用いた受給者数には、月の途中で要支援から要介護に変更になった者を含む。

表6-2 サービス種類別に応給者1人当たり費用額及び費用額累計(介護サービス)

	受給者1人当たり費用額 (単位:千円)				令和4年度 費用額累計 (単位:百万円)
	令和5年 4月審査分	令和4年 4月審査分	対前年同月		
			増減額	増減率	
総数	203.1	199.6	3.5	1.7%	10 908 031
居宅サービス	125.0	121.8	3.2	2.6%	4 845 247
訪問通所	110.4	107.3	3.1	2.9%	3 592 858
訪問介護	88.1	84.9	3.2	3.8%	1 101 351
訪問入浴介護	70.9	69.9	1.0	1.5%	57 220
訪問看護	50.8	50.5	0.3	0.5%	355 766
訪問リハビリテーション	42.0	41.3	0.7	1.6%	54 002
通所介護	96.9	95.3	1.5	1.6%	1 276 809
通所リハビリテーション	81.6	80.0	1.6	1.9%	379 782
福祉用具貸与	15.2	15.0	0.2	1.4%	367 928
短期入所	120.3	124.0	△ 3.7	△ 3.0%	463 867
短期入所生活介護	121.7	125.7	△ 4.0	△ 3.2%	417 610
短期入所療養介護(老健)	101.2	101.5	△ 0.4	△ 0.4%	44 760
短期入所療養介護(病院等)	138.8	141.6	△ 2.8	△ 2.0%	1 129
短期入所療養介護(医療院)	106.4	115.6	△ 9.3	△ 8.0%	368
居宅療養管理指導	13.9	13.4	0.4	3.3%	158 759
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	229.8	226.1	3.7	1.6%	629 023
特定施設入居者生活介護(短期利用)	77.3	84.1	△ 6.8	△ 8.1%	740
居宅介護支援	15.2	15.1	0.1	0.5%	527 332
地域密着型サービス	181.5	179.9	1.6	0.9%	1 931 502
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	184.3	179.1	5.1	2.9%	81 191
夜間対応型訪問介護	43.0	42.1	0.9	2.2%	3 807
地域密着型通所介護	86.0	85.9	0.0	0.1%	411 602
認知症対応型通所介護	136.4	132.9	3.5	2.6%	76 860
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	227.8	224.0	3.7	1.7%	280 430
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	42.8	45.5	△ 2.7	△ 6.0%	244
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	298.0	292.4	5.6	1.9%	743 265
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	88.3	94.0	△ 5.7	△ 6.0%	505
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	227.5	226.4	1.1	0.5%	22 017
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	105.8	88.7	17.1	19.3%	28
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	325.4	320.7	4.8	1.5%	243 944
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	294.5	286.9	7.6	2.6%	67 456
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	45.7	50.0	△ 4.3	△ 8.7%	152
施設サービス	317.8	313.7	4.1	1.3%	3 603 950
介護福祉施設サービス	303.2	298.9	4.3	1.4%	2 026 489
介護保健施設サービス	326.1	322.9	3.2	1.0%	1 339 879
介護療養施設サービス	353.6	356.1	△ 2.5	△ 0.7%	31 370
介護医療院サービス	408.6	406.8	1.8	0.5%	206 213

注:受給者1人当たり費用額 = 費用額/受給者数

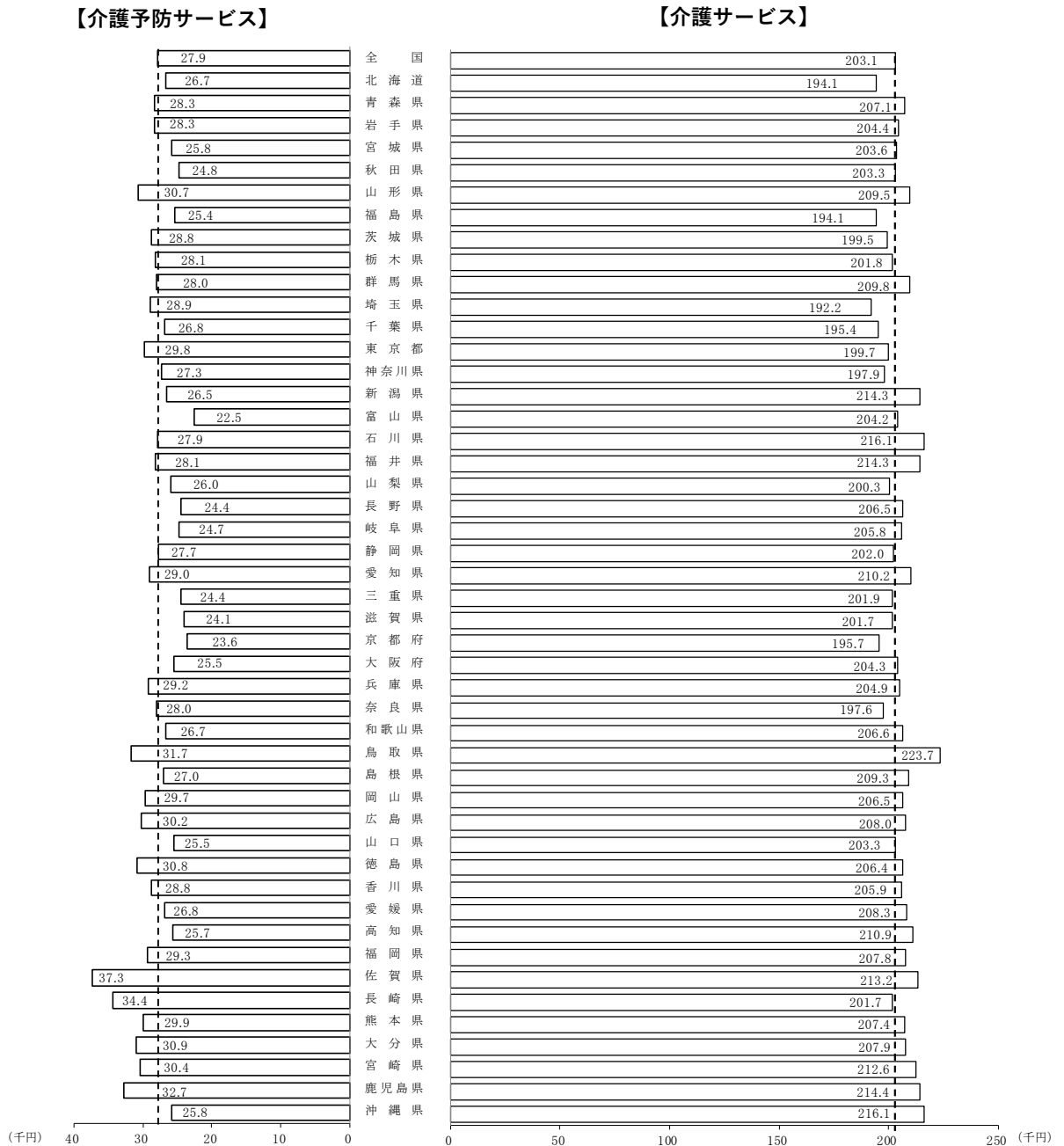
- 1) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。
- 2) 算出に用いた受給者数には、月の途中で要介護から要支援に変更になった者を含む。

(2) 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額

令和5年4月審査分における受給者1人当たり費用額を都道府県別にみると、介護予防サービスは佐賀県が37.3千円と最も高く、次いで長崎県が34.4千円、鹿児島県が32.7千円となっている。介護サービスでは、鳥取県が223.7千円と最も高く、次いで沖縄県、石川県が216.1千円となっている。(図3)

図3 都道府県別にみたサービス別受給者1人当たり費用額

令和5年4月審査分



注: 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

- 1) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。
- 2) 算出に用いた受給者数には、介護予防サービスは月の途中で要支援から要介護に変更になった者を含み、介護サービスは要介護から要支援に変更になった者を含む。